

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年10月3日（令和6年（行情）諮問第1057号）

答申日：令和7年9月22日（令和7年度（行情）答申第373号）

事件名：行政文書ファイル「平成21年度決定9」につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙1の2に掲げる25文書（以下、順に「文書1」ないし「文書25」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年5月10日付け防官文第267号及び令和6年6月5日付け防官文第13278号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書1（原処分1について）

電磁的記録についても特定を求める。

電磁的記録が存在するのであれば、それについても特定を求めるものである。

（2）審査請求書2（原処分2について）

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引き」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

ウ 電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書の電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

エ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の提示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

オ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、対象文書に漏れがないか念のため確認を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和元年5月10日付け防官文第267号により、本件対象文書のうち、別紙の2に掲げる文書1について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、令和6年6月5日付け防官文第13278号により、本件対象文書のうち、別紙の2に掲げる文書2から文書25までについて、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件各審査請求は、原処分1及び原処分2に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年4か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及びその理由は、別表1のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する

部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「電磁的記録についても特定を求める」としているが、本件対象文書は、紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を保有していない。
- (2) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、3号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (3) 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。
- (4) 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらない。
- (5) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

4 補充理由説明書

理由説明書においては、本件対象文書のうち、文書11の39枚目の不開示部分については、法5条3号及び6号柱書きに該当することを理由に不開示としたが、当該部分には、予備自衛官補の訓練評価の基準が記載されている。これを公にした場合、予備自衛官補に対する訓練評価の基準の具体的内容が明らかとなり、自衛隊における人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号ニの不開示理由を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年10月3日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月24日 審議
- ④ 令和7年7月17日 諮問庁から補充理由説明書を収受
- ⑤ 同年8月27日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年9月16日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めている、諮問庁は、不開示理由に法5条6号ニを追加した上で、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、諮問庁は原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室（平成31年4月、大臣官房文書課公文書監理室に組織改編。）において保有する行政文書ファイル（平成21年度決定9）（以下「本件ファイル」という。）につづられた文書を求めるものであったことから、開示請求時（平成31年3月）に本件ファイルにつづられていた本件対象文書を特定した。

イ 本件ファイルを確認したところ、本件対象文書がつづられていることを確認し、その他につづられている文書はなかった。

ウ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

(2) 上記(1)アの本件対象文書の特定方法に問題はなく、上記(1)イの保管状況及び上記(1)ウの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表1の番号1に掲げる部分について

当該部分には、防衛省大臣官房文書課において作成された文書に係る

起案者、決裁者及び担当者の氏名等が記載されていると認められる。

ア 当該不開示部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分を開示すると、特定部署内の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、更には特定部署内の業務や各職員の異動先の業務に関して執ように開示請求等が行われ、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

イ 当該部分を開示すると、本件については、特定の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記アの説明は否定し難く、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表1の番号2に掲げる部分について

当該部分には、防衛省大臣官房文書課の内線番号及びメールアドレスが記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためと認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表1の番号3に掲げる部分について

当該部分には、開示請求者又は異議申立人の氏名、住所、電話番号及び印影等が記載されていると認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表1の番号4ないし番号6に掲げる部分について

当審査会は、先例答申（平成21年度（行情）答申第516号、同第469号及び同第375号。以下、順に「先例答申1」ないし「先例答申3」といい、併せて「先例答申」という。）において、別表1の番号4ないし番号6を含む文書を対象として、不開示情報該当性の判断を示

しているところである。

本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、本件不開示部分及び不開示理由（別表 1 及び補充理由説明書）は、先例答申において諮問庁が不開示とすべきとしている部分（先例答申において開示すべきとした部分を除く。）と同一であると認められ、先例答申における不開示情報該当性の判断を変更すべき事情は認められないとの判断に至った。その判断の理由は別紙 2 ないし別紙 4 のとおりである。

したがって、当該部分は、法 5 条 3 号及び 6 号ニに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

原処分 1 は、審査請求から諮問までに約 5 年 4 か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 1 号、3 号及び 6 号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、諮問庁が、不開示とされた部分は同条 1 号、3 号並びに 6 号柱書き及びニに該当することから不開示とすべきとしている部分は、同条 1 号、3 号並びに 6 号柱書き及びニに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第 2 部会）

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙 1

1 本件請求文書

行政文書ファイル（平成 21 年度決定 9）に綴られた文書の全て。

2 本件対象文書

文書 1 行政文書開示決定通知書（平成 21 年 8 月 28 日付け防官文第 10048 号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて（「答申書の交付について（府情個第 690 号。平成 22 年 3 月 9 日）」のみ。）

文書 2 行政文書開示決定通知書（平成 21 年 8 月 28 日付け防官文第 10048 号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて（「答申書の交付について（府情個第 690 号。平成 22 年 3 月 9 日）」を除く。）

文書 3 行政文書開示決定通知書（平成 21 年 10 月 26 日付け防官文第 12229 号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書 4 行政文書開示決定通知書（平成 21 年 7 月 21 日付け防官文第 8769 号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書 5 行政文書開示決定通知書（平成 21 年 4 月 27 日付け防官文第 5802 号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書 6 行政文書不開示決定通知書（平成 22 年 2 月 1 日付け防官文第 982 号）による開示決定処分に係る異議申立てについて

文書 7 行政文書開示決定通知書（平成 21 年 6 月 30 日付け防官文第 8077 号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書 8 行政文書開示決定通知書（平成 21 年 9 月 24 日付け防官文第 10975 号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書 9 行政文書開示決定通知書（平成 21 年 7 月 9 日付け防官文第 8362 号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書 10 行政文書開示決定通知書（平成 21 年 11 月 12 日付け防官文第 12858 号）による開示決定処分に係る異議申立てについて

文書 11 行政文書開示決定通知書（平成 21 年 3 月 31 日付け防官文第 4260 号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書 12 行政文書開示決定通知書（平成 21 年 5 月 29 日付け防官文第 6827 号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書 13 行政文書開示決定通知書（平成 21 年 4 月 15 日付け防官文第 5166 号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

て

文書 1 4 行政文書開示決定通知書（平成 2 0 年 1 2 月 1 9 日付け防官文
第 1 4 9 7 7 号）による一部開示決定処分に係る異議申立てに
ついて

文書 1 5 行政文書開示決定通知書（平成 2 1 年 5 月 2 5 日付け防官文第
6 5 9 1 号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについ
て

文書 1 6 行政文書開示決定通知書（平成 2 0 年 1 0 月 3 1 日付け防官文
第 1 2 7 3 9 号）及び行政文書不開示決定通知書（平成 2 1 年
5 月 2 8 日付け防官文第 6 7 8 2 号）による不開示決定処分等
に係る異議申立てについて

文書 1 7 行政文書開示決定通知書（平成 2 1 年 9 月 1 4 日付け防官文第
1 0 6 6 9 号及び平成 2 1 年 1 2 月 2 日付け防官文第 1 3 6 1
8 号）による開示決定処分に係る異議申立てについて

文書 1 8 行政文書開示決定通知書（平成 2 0 年 1 1 月 2 8 日付け防官文
第 1 4 2 3 3 号及び平成 2 1 年 1 月 2 9 日付け防官文第 8 9 7
号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書 1 9 行政文書開示決定通知書（平成 2 0 年 9 月 2 9 日付け防官文第
1 1 3 1 2 号）による一部開示決定処分に係る異議申立てにつ
いて

文書 2 0 行政文書不開示決定通知書（平成 2 1 年 5 月 1 日付け防官文第
5 9 8 3 号による不開示決定処分に係る異議申立てについて

文書 2 1 行政文書不開示決定通知書（平成 2 1 年 5 月 2 5 日付け防官文
第 6 6 0 0 号による不開示決定処分に係る異議申立てについて

文書 2 2 行政文書開示決定通知書（平成 2 1 年 1 月 3 0 日付け防官文第
1 0 0 2 号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについ
て

文書 2 3 行政文書不開示決定通知書（平成 2 1 年 5 月 2 9 日付け防官文
第 6 8 5 4 号）による不開示決定処分及び行政文書開示決定通
知書（平成 2 1 年 3 月 2 7 日付け防官文第 3 9 4 4 号）による
一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書 2 4 行政文書開示決定通知書（平成 2 1 年 5 月 1 5 日付け防官文第
6 2 8 3 号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについ
て

文書 2 5 行政文書不開示決定通知書（平成 2 0 年 1 0 月 2 9 日付け防官
文第 1 2 5 6 3 号）による不開示決定処分に係る異議申立てに
ついて

別紙２（先例答申１の「第５ 審査会の判断の理由」及び別表の該当部分）

※ 先例答申１における本件対象文書以外の文書については、対応しないため、省略。

２ 不開示情報該当性について

（１）主要演練項目、訓練の実施要領及び成果に係る部分について

文書１の２頁、文書２の２頁及び３頁、文書３の添付書類２頁及び３頁、文書４の添付書類２頁及び３頁、文書５の２頁、文書６の２頁の「４ 成果等」並びに文書７の２頁において不開示とされた部分のうち、別表に掲げる部分を除いた部分には、イラク復興支援派遣輸送航空隊における不測事態発生時の関係部隊、不測事態対処訓練の訓練内容、通信機器及び指揮所に関する情報が記載されており、これを公にすると、不測事態対処時における自衛隊の指揮系統、指揮統制要領及び運用態勢が推察され、今後の同種活動において行われる自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

しかしながら、当該情報に係る不開示部分のうち、別表に掲げる部分については、統合幕僚監部において設置される一般的な部署の名称が記載されているにすぎないと認められる。

（４）したがって、上記（１）ないし（３）における不開示部分については、別表に掲げる部分を除き、これを公にすると、国の安全が害されるおそれ及び他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるので、法５条３号に該当し、不開示とすることが相当である。

しかしながら、別表に掲げる部分については、これを公にしても、我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があるとは認められず、開示すべきである。

【先例答申１の別表】

文書	頁	開示すべき部分
文書２	３頁	「６ 実施要領（２）」の２行目の１９文字目ないし３０文字目
文書３	添付書類の３頁	「６ 実施要領（２）」の２行目の１９文字目ないし３０文字目
文書４	添付書類の３頁	「６ 実施要領（２）」の２行目の１９文字目ないし３０文字目

別紙3（先例答申2の「第5 審査会の判断の理由」及び別表の該当部分）

※ 先例答申2における本件対象文書以外の文書については、対応しないため、省略。

2 不開示情報該当性について

（1）法5条3号該当性について

ウ 3-33頁、4-25頁、4-27頁、4-28頁、別-6頁、別-17頁、別-18頁及び別-40頁ないし別-43頁において不開示とされた部分には、予備自衛官等の行う訓練内容及び訓練時間等の細部に係る情報が記載されている。

このうち、4-28頁において不開示とされている部分（別表①に掲げる部分）については、開示された部分の記述内容との差異がない上、具体性に欠けており、これを公にしても予備自衛官等の能力が推察されるところまでは認められない。

また、別-41頁ないし別-43頁において不開示とされた部分のうち、別紙第23の表中、語学、整備、情報処理に該当する箇所を除く

「付与すべき識能」、「細目の一例」及び「内容の一覧」（別表②に掲げる部分）については、職務訓練を受講する職種区分に係る記述が開示されていることにかんがみれば、容易にその内容が推察されるものであり、これを公にしても予備自衛官等の能力が推察されるおそれがあるとまでは認められない。

したがって、別表①及び②に掲げる部分については、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、開示すべきである。

その余の上記不開示部分については、これを公にすると、各種訓練の内容や訓練時間から予備自衛官等が有する能力及び練度が推察されるおそれがあると認められる。

エ したがって、上記アないしウの不開示部分のうち、別表①及び②に掲げる部分を除く部分については、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（2）法5条6号該当性について

2-6頁及び別-44頁において不開示とされている部分には、予備自衛官等の継続任用の基準及び訓練評価の基準が記載されている。

このうち、別-44頁（別紙第24の注4において不開示とされた部分（別表③に掲げる部分））については、すでに公にされている部分の記述

から４段階での評価に係る評価内容の一般的な説明であることは明らかであり、当該部分を明らかにしたとしても、人事管理の事務に特段の支障を及ぼすおそれを生じるとは認められず、開示すべきである。

その余の部分については、これを公にすると、予備自衛官等の継続任用の基準及び訓練評価の基準の具体的内容が明らかとなり、自衛隊における任用及び人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法５条６号ニに該当し、不開示とすることが妥当である。

【先例答申２の別表】

	頁	開示すべき部分
①	４－２８頁	（ａ）細目及び内容の表中「内容」欄の全て
②	別－４１頁ないし別－４３頁	別紙第２３の表中の「付与すべき機能」、「細目の一例」及び「内容の一例」（ただし、語学、整備、情報処理に該当する箇所は除く。）
③	別－４４頁	別紙第２４の注４において不開示とされた部分

別紙４（先例答申３の「第５ 審査会の判断の理由」及び別表の該当部分）

※ 先例答申３における本件対象文書以外の文書については、対応しないため、省略。

２ 不開示情報該当性について

（２）法５条３号該当性について

上記（１）以外で不開示とされた目次、４頁、９頁、１０頁、１１頁及び１２頁の一部、１３頁のすべて並びに１４頁、１８頁及び２９頁の一部には、いずれの部分においても他国の軍隊に関する情報が記載されていることが認められ、別表に掲げる部分以外の部分については、これを公にすると、アリ＝アル＝サレム基地に駐留している他国の軍隊の位置及び他国の軍隊の施設の構造、配置、運用状況、内線番号等が明らかとなることから、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、当該部分は法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、別表に掲げる部分については、どこの国の基地においても通常存在すると思われる施設を隊員が利用する際の一般的な注意事項が記載されているにすぎず、これを公にしたとしても、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとは認められないことから、法５条３号に該当せず、開示すべきである。

【先例答申３の別表】

文書	開示すべき部分
１１頁	下から３行目から末尾まで
１２頁	上の段のうち、６、１３及び１４行目のすべて並びに１５行目の１２文字目から末尾までを除く部分
	下の段のうち、１２行目の１１文字目から末尾までを除く部分
１３頁	「（２）ＬＳＡ地区」のうち、表以外の部分で※に係る部分

別表 1 (原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由)

番号	文書名	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 2、文書 7、文書 12、文書 13、文書 21、文書 24 及び文書 25	1 枚目の一部（内線番号を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 2	23 枚目から 25 枚目までのそれぞれ一部	
	文書 3	11 枚目及び 12 枚目のそれぞれ一部（11 枚目のメールアドレス及び内線番号並びに 12 枚目の内線番号を除く。）	
		27 枚目及び 28 枚目のそれぞれ一部	
	文書 4	10 枚目及び 39 枚目のそれぞれ一部（10 枚目の内線番号並びに 39 枚目のメールアドレス及び内線番号を除く。）	
		27 枚目の一部	
	文書 5、文書 15	10 枚目の一部（内線番号を除く。）	
	文書 5	24 枚目から 26 枚目までのそれぞれ一部	
	文書 6	5 枚目の一部（内線番号を除く。）	
		17 枚目の一部	
	文書 7	32 枚目、33 枚目、47 枚目及び 49 枚目のそれぞれ一部	
	文書 8	8 枚目の一部（内線番号を除く。）	
		20 枚目及び 22 枚目のそれ	

	それぞれ一部	
文書 9	1 7 枚目の一部（内線番号を除く。）	
	4 2 枚目から 4 6 枚目までのそれぞれ一部	
文書 1 0	3 枚目の一部（内線番号を除く。）	
文書 1 1、 文書 2 3	1 8 枚目の一部（内線番号を除く。）	
文書 1 1	4 6 枚目から 4 8 枚目までのそれぞれ一部	
文書 1 2	3 0 枚目から 3 2 枚目までのそれぞれ一部	
文書 1 3	2 7 枚目及び 2 8 枚目のそれぞれ一部	
文書 1 4	1 2 枚目の一部（内線番号を除く。）	
	3 3 枚目から 3 5 枚目までのそれぞれ一部	
文書 1 5	2 9 枚目から 3 1 枚目までのそれぞれ一部	
文書 1 6	1 9 枚目の一部（内線番号を除く。）	
	4 5 枚目から 4 8 枚目まで及び 5 5 枚目から 5 8 枚目までのそれぞれ一部	
文書 1 7、 文書 2 0	9 枚目の一部（内線番号を除く。）	
文書 1 8	4 3 枚目の一部（内線番号を除く。）	
	9 2 枚目から 9 5 枚目までのそれぞれ一部	
文書 1 9	1 5 枚目の一部（内線番号を除く。）	
	3 6 枚目から 4 4 枚目までのそれぞれ一部	
文書 2 0	2 1 枚目から 2 3 枚目までの	

		それぞれ一部	
	文書 2 2	1 6 枚目の一部（内線番号を除く。）	
		4 4 枚目から 4 6 枚目までのそれぞれ一部	
	文書 2 3	4 3 枚目及び 5 3 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 4	3 3 枚目及び 3 4 枚目のそれぞれ一部	
2	文書 2、文書 7、文書 1 2、文書 1 3、文書 2 1、文書 2 4 及び文書 2 5	1 枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 3	1 1 枚目のメールアドレス及び内線番号並びに 1 2 枚目の内線番号	
	文書 4	1 0 枚目の内線番号並びに 3 9 枚目のメールアドレス及び内線番号	
	文書 5、文書 1 5	1 0 枚目の内線番号	
	文書 6	5 枚目の内線番号	
	文書 8	8 枚目の内線番号	
	文書 9	1 7 枚目の内線番号	
	文書 1 0	3 枚目の内線番号	
	文書 1 1、文書 2 3	1 8 枚目の内線番号	
	文書 1 4	1 2 枚目の内線番号	
	文書 1 6	1 9 枚目の内線番号	
	文書 1 7、文書 2 0	9 枚目の内線番号	
	文書 1 8	4 3 枚目の内線番号	
	文書 1 9	1 5 枚目の内線番号	
	文書 2 2	1 6 枚目の内線番号	

3	文書 2	1 0 枚目、1 1 枚目、1 4 枚目、1 5 枚目、1 7 枚目、1 9 枚目及び2 0 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
	文書 3	1 枚目、2 枚目、1 0 枚目、1 4 枚目、2 2 枚目から2 4 枚目まで及び2 6 枚目のそれぞれ一部	
	文書 4	1 枚目、2 枚目、1 2 枚目、1 3 枚目、2 1 枚目、2 2 枚目、2 4 枚目及び2 6 枚目のそれぞれ一部	
	文書 5	1 枚目、2 枚目、9 枚目、1 2 枚目、1 9 枚目及び2 0 枚目のそれぞれ一部	
	文書 6	1 枚目、2 枚目、4 枚目、7 枚目、9 枚目から1 1 枚目まで、1 3 枚目及び1 4 枚目のそれぞれ一部	
	文書 7	3 枚目、4 枚目、1 3 枚目から1 5 枚目まで、2 4 枚目、2 7 枚目、2 8 枚目及び3 0 枚目のそれぞれ一部	
	文書 8	1 枚目、2 枚目、7 枚目、1 0 枚目、1 5 枚目及び1 6 枚目のそれぞれ一部	
	文書 9	1 枚目、2 枚目、1 5 枚目、1 9 枚目、2 9 枚目及び3 7 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 0	1 枚目、2 枚目、5 枚目、7 枚目から1 0 枚目まで及び1 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 1	1 枚目、2 枚目、1 6 枚目、2 0 枚目、2 9 枚目及び4 0 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 2	3 枚目、4 枚目、1 0 枚目、1 2 枚目、1 8 枚目、2 0 枚	

		目、22枚目、24枚目及び25枚目のそれぞれ一部
文書13		3枚目、4枚目、12枚目、14枚目、22枚目から24枚目まで及び26枚目のそれぞれ一部
文書14		1枚目、2枚目、16枚目、26枚目から29枚目まで及び31枚目のそれぞれ一部
文書15		1枚目、2枚目、12枚目、20枚目、24枚目、25枚目及び27枚目のそれぞれ一部
文書16		1枚目、2枚目、10枚目、11枚目、23枚目、29枚目、37枚目から39枚目まで、43枚目、49枚目及び53枚目のそれぞれ一部
文書17		1枚目、2枚目、4枚目、5枚目、7枚目、8枚目、11枚目、13枚目、15枚目から18枚目まで、22枚目、25枚目、26枚目、28枚目及び29枚目のそれぞれ一部
文書18		1枚目、2枚目、21枚目から23枚目まで、42枚目、45枚目、55枚目、74枚目から76枚目まで及び82枚目のそれぞれ一部
文書19		1枚目、2枚目、14枚目、17枚目、29枚目及び30枚目のそれぞれ一部
文書20		1枚目、2枚目、8枚目、11枚目、17枚目及び18枚目のそれぞれ一部
文書21		3枚目、4枚目、10枚目、

		1 1 枚目、1 7 枚目、1 8 枚目、2 0 枚目及び2 1 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 2	1 枚目、2 枚目、1 4 枚目、1 8 枚目、2 7 枚目及び3 4 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 3	1 枚目、2 枚目、9 枚目、1 0 枚目、1 6 枚目、1 7 枚目、2 0 枚目、2 7 枚目、3 3 枚目から3 8 枚目まで、4 0 枚目及び4 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 4	3 枚目、4 枚目、1 4 枚目、1 5 枚目、2 4 枚目、2 5 枚目、2 7 枚目及び3 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 5	3 枚目、4 枚目、1 0 枚目、1 2 枚目、1 3 枚目、1 9 枚目、2 0 枚目から2 2 枚目まで、3 3 枚目及び3 4 枚目のそれぞれ一部	
4	文書 9	3 3 枚目の一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
5	文書 1 1	3 6 枚目から3 9 枚目までのそれぞれ一部	自衛隊の運用及び訓練等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障

			を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う予備自衛官に係る事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
6	文書22	31枚目から33枚目までのそれぞれ一部	他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

※当審査会事務局において整理した。

別表 2（先例答申の対象文書と本件対象文書の対応関係）

平成 2 1 年度（行情）答申第 5 1 6 号（先例答申 1）	平成 2 1 年度（行情）答申第 4 6 9 号（先例答申 2）	平成 2 1 年度（行情）答申第 3 7 5 号（先例答申 3）	令和 6 年（行情）諮問第 1 0 5 7 号
文書 2 ないし文書 4 の一部			文書 9
	別－ 4 1 頁ないし別－ 4 4 頁		文書 1 1
		1 1 頁ないし 1 3 頁	文書 2 2